

浦安市立浦安中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

● 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童生徒の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の生徒の問題ではなく、どの学級、どの生徒にも起こりうる問題である。本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、生徒自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取り組みを行い、夢に向かって自分を磨き、未来を切り拓く子どもたちを育てていく。

● 学校及び職員の責務

- ・ いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学年運営・学級経営等に努める。
- ・ 子どもたちのサインを見逃さず、教職員が連携を図り、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取り組む。また、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切に対応する。
- ・ 本基本方針については、生徒や保護者等に周知を図るとともに、年度毎に対策等を見直し、学校・家庭・地域関係機関が連携・協力していじめ問題の克服に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」

● 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ア いじめについての共通理解（集会、道徳、学級活動）
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成、人権教育（道徳、学級活動、学校行事）
- ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意を教職員間で共有
- エ 自己有用感や自己肯定感の育成
- オ 生徒自らがいじめについて学び取り組む活動（イエローリボンキャンペーン）の推進

② いじめの早期発見のための措置

- ア 日常的な観察（学級内、部活動、小学校からの人間関係の把握）
- イ 教育相談の充実（三者面談、担任との面談等）
- ウ 相談窓口の周知（保健室、相談室、担任、話しやすい先生、電話相談窓口紹介）
- エ アンケートによる調査（1ヶ月1回）
- オ 生活記録ノートの活用

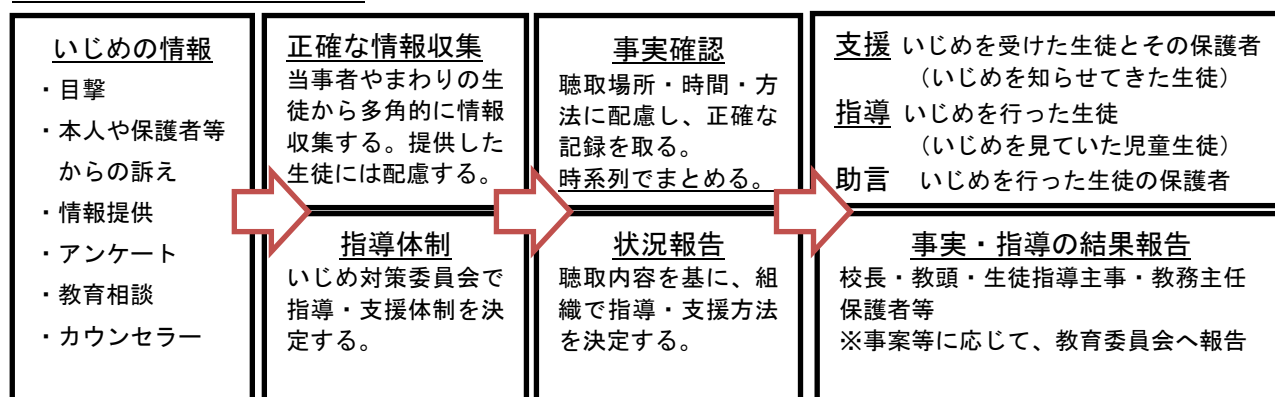
●組織

いじめの防止等を実行的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導、学級担任、関係職員
養護教諭、カウンセラー

※その他、必要に応じて職員を追加する

●組織的ないじめ対応の流れ



3 重大事態への対処

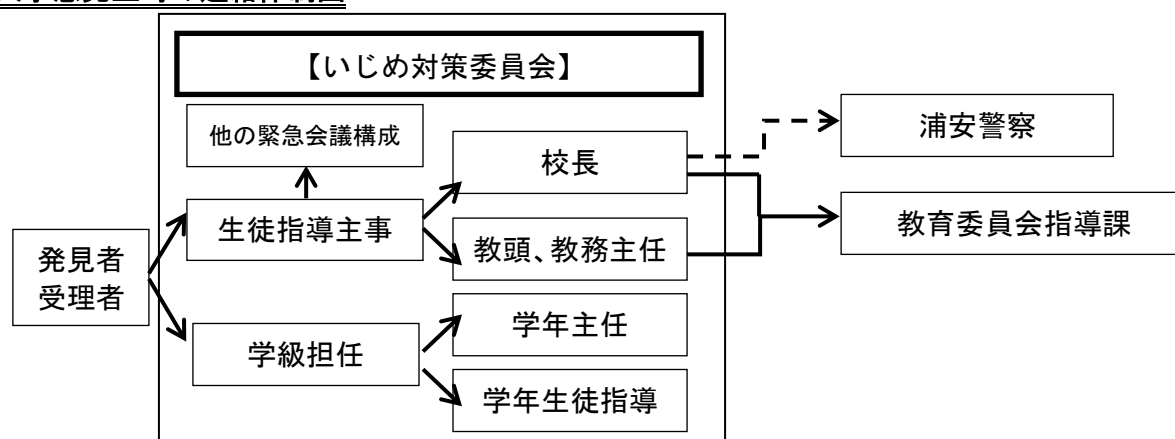
●重大事態とは

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったと認められるとき。
- ② いじめにより **30 日以上学校を欠席**することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ③ 生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

●対処手順

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会）を設置する。
- ③ 調査組織（いじめ対策委員会）で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 当該調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を提供するとともに、適切な支援を図る。
- ⑤ 調査結果を教育委員会指導課に報告する。

●重大事態発生時の連絡体制図



4 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促せるよう学校評価において、適切に自校の取組を評価する。

- ① いじめ未然防止や早期発見に係る取組に関すること。
- ② いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること。